

進級判定・卒業認定制度

昭和26年	4月	1日	試験制度として制定
昭和57年	4月	1日	改正
昭和62年	2月	4日	進級判定・卒業認定制度として改訂
昭和62年12月	2日	改正	
平成元年	5月	24日	改正
平成10年	4月	1日	改正
平成13年	2月	21日	改正
平成16年	3月	3日	改正
平成16年	4月	1日	施行
平成17年	1月	26日	改正
平成17年	2月	1日	施行
平成18年	3月	15日	改正
平成18年	4月	1日	施行
平成19年	3月	14日	改正
平成19年	3月	28日	改正
平成19年	4月	1日	施行
平成19年	6月	14日	改正
平成22年	4月	1日	施行
平成24年	3月	14日	改正
平成24年	4月	1日	施行
平成27年	6月	24日	改正
平成28年	2月	3日	改正
平成28年	4月	1日	施行
平成28年10月	26日	改正	
平成29年	4月	1日	施行
令和2年	3月	18日	改正
令和2年	4月	1日	施行
令和7年	3月	19日	改正
令和7年	4月	1日	施行

1 試験

① 試験の種類と方法

- (1) 試験を分けて、口答試験、実技試験、筆答試験とする。
- (2) 原則として講義の試験は筆答試験とし、実習の試験は口答試験、実技試験のほか必要に応じて筆答試験を行う。
- (3) 臨床実習の試験は、実習終了時にグループ毎に口答、筆答試験を行う。
- (4) PBLテュートリアル科目の試験は、原則として筆答試験とし、必要に応じて口答試験、実技試験のいずれか、またはその組み合わせで行う。

② 受験資格

- (1) 講義については理由なく3分の1以上欠席した場合は当該科目の受験資格がない。
- (2) 実習については理由なく5分の1以上欠席した場合は当該科目の受験資格がない。
- (3) テュートリアルコアタイムについては別に定める。

ただし上記(1)から(3)に該当した場合でも、指定した補習を行ったうえで受験資格を認めることがある。なお、正当な理由があれば、規定以上欠席した場合でも受験資格を認めることがある。

③ 試験の時期と試験科目

試験科目と日時は、2週間前までに公示する。

④ 試験の実施

- (1) 試験は科目責任者（a 学部長が任命したモデレータ b 当該科目に関係する学系・分野等の教授 c 兼任・兼任講師 d PBLコースディレクター）の責任において実施する。
- (2) 試験の出題および採点は科目責任者が行い、試験場の試験監督は科目責任者の指定する専任教員が行う。
- (3) 不正行為を行ったものは退場させ、当該科目を「評点なし」とする。その他必要な事項は別に定める。

⑤ 評価

- (1) 上記1-②-(1), (2)に該当した科目は, 当該科目を「評点なし」とする。
- (2) 上記1-②-(3)に該当した科目は当該科目を「0点」とする。
- (3) 試験終了後, 科目責任者は採点集計を行い, 1週間以内に教務課に成績を報告する。
- (4) 科目責任者は試験の成績に出席率など各種資料を加味して当該科目の合格, 不合格を決定する。
- (5) 各科目とも100点満点とし, 60点以上を合格とする。
- (6) 科目成績は本人及び保護者に通知する。
前期科目は9月末日までに, 後期科目及び当該年度の全体成績は, 進級者・卒業者の発表日以降に通知する。

⑥ 事故の場合の処理

(1) 追試験

試験を病気または事故により受けることができなかつた者は, 最終欠席日より1週間以内に所定の試験欠席届に次の書類を添えて, 科目責任者の承認を受けた場合に限り, 追試験を受けることができる。ただし, 当該試験の追試は一回に限り行う。

① 病気による場合は医師の診断書

② 「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合は「学校における感染症」治癒報告書

③ その他やむを得ない事故等による場合は保証人連署の理由書

(2) 再試験

成績不良者については一回に限り再試験を行うことができる。

(3) 再試験の対象者は再試料を会計課に納め, 試験監督者に再試験票を提示しなければならない。

(4) 追試験・再試験の採点基準

追試験の採点は80点満点とする。

ただし, 学校保健安全法施行規則第18条, 第19条に基づく感染症による出席停止によって, 試験を欠席した場合の追試験は, 100点満点とする。その場合, 追試験を受験した結果, 合格点に達しなかつた場合の再試験は行わない。なお, 本試験を受験後, 再試験となった場合, 感染性疾患による出席停止によってその再試験を欠席した場合には, 再試験の追試験は実施しない。

また, 忌引により試験を欠席した場合の追試験も100点満点とする。

再試験の場合は, 合格者の得点が60点以上の場合も, すべて60点とする。

(5) 追試験・再試験の取り扱いは, 学則第34条第2項に定める定期試験における事故のほか, 平常試験における事故についても, これを適用する。

2 進級判定

- ① 進級資格審議にあたっては各科目の評点を授業時間数(単位)に比例した評点に換算し, 判定の資料とする。
- ② 2年次の進級資格審議にあたっては①のほかに基礎医学統合試験の評点を加えて判定の資料とする。
- ③ 4年次の進級資格審議にあたっては①のほかに共用試験C B T及び共用試験O S C Eの評点を加えて判定の資料とする。
- ④ 5年次の進級資格審議にあたっては①のほかに学力統一試験の評点を加えて判定の資料とする。
- ⑤ その学年の成績が次の一つに該当する時は原級にとどめる。
 - (1) 平均点60点未満の場合
 - (2) 評点のでない科目のある場合
 - (3) 上記(1), (2)には該当しないが, 教授会において総合的に審議した結果, 留年と判定された場合。

3 卒業認定

- ① 6年次の卒業認定にあたっては、各科目の評点を授業時間数（単位）に比例した評点に換算し、学力統一試験及びOSCEの評点を加えて認定の資料とする。
- ② 次の一つに該当する時は原級にとどめる。
 - (1) 平均点60点未満の場合
 - (2) 評点のでていない科目のある場合
 - (3) 上記(1)、(2)には該当しないが、教授会において総合的に審議した結果、留年と判定された場合。

4 連続留年による退学処分

同一学年を2回連続して留年と判定された場合は、学則第77条に準ずるものとして退学に処す。ただし、疾病等による留年者はこの対象から適用を除外する。

附 則

- 1 この進級判定・卒業認定制度は、令和7年4月1日から施行する。